

知っていますか・・・??

野焼き（野外焼却）の禁止！！

■野焼き(野外焼却)は、法律で禁止されています！！

平成13年4月1日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野焼き(野外焼却)は原則として禁止されています。ごみを燃やすと火災発生の原因となるだけでなく、煙や臭いにより気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近隣住民に迷惑をかけることになります。またごみを燃やした煙からダイオキシン類等の有害物質の発生も予想されることから好ましいことではありません。ドラム缶に入れての焼却や穴を掘っての焼却も、野焼きとなります。

■野焼き(野外焼却)には、罰則があります。

野外焼却を行った者は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金に処せられます。
また法人にあっては、1億円以下の罰金に処せられます。



■野焼き(野外焼却)禁止の例外

次に挙げるもので公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。**ただし、苦情があれば軽微とは言えません。**

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	例: 河川敷の草焼き等
2	震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	例: 災害等の応急対策、火災予防訓練等
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	例: 正月のしめ縄、門松等を焚く行事
4	農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	例: 焼き畑、畔の草及び下枝の焼却等
5	焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの	例: キャンプファイヤー等

注意:ビニール類・プラスチック類等の焼却は絶対にしないでください！！

■法律 抜粋

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 16 条の 2(焼却禁止)]

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として**政令で定めるもの**

政令で定めるものとは・・・

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第 14 条(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)]

法第 16 条の 2 第 3 号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

■野焼きQ&A

Q:家庭のごみをドラム缶や簡易焼却機で燃やすのもだめですか？

A:適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。家庭からでるごみはできる限り可燃ごみとして集積所に出してください。

Q:雑草や落ち葉、伐採枝等であれば、ダイオキシン類が出ないので燃やしてもいいですか？

A:木や草の焼却は、ダイオキシン類等の有害化学物質が発生する可能性は少ないと考えられますが、プラスチック類が混入して意図せずダイオキシン類を発生させたり、臭いが洗濯物や布団についたり、喘息等の方の症状を悪化させてしまうことがあります。住みやすい生活環境のためにも、できるだけ焼却に頼らない生活を心がけましょう。

Q:事業所から出る弁当がらや紙くずなど、ごく少量のものを簡易焼却炉でもやしてもだめですか？

A:燃やす量にかかわらず禁止されています。事業者の方は、事業所から出るごみを自ら責任をもって適正な業者に依頼して処理をしてください。

Q:どのような焼却が認められるのですか？

A:厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置となるため、家庭等への設置には向きません。